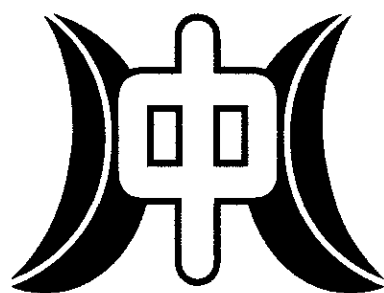

P T A 規 約



川崎市立菅生中学校PTA

令和8年(2026年)4月発行

川崎市立菅生中学校PTA規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

この会は、川崎市立菅生中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2条 (目的)

この会は、家庭と学校および社会とが協力して、民主的教育の理解と推進に努め、生徒の幸福な成長をはかるとともに、会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とする。

第3条 (会員および地域)

- (1) この会の会員は、川崎市立菅生中学校に在学する生徒の保護者および教職員で組織する。
- (2) 地域については、細則により定める。

第2章 方針および事業

第4条 (方針)

この会は、教育の本旨とする民主的団体として活動し、次の項目に定める方針に従って活動する。

- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体または機関と協力するが、その運営についての他のいかなる団体の干渉も受けない。
- (2) 特定の政党宗教にかたよることなく、営利を目的とするような活動は行わない。
- (3) 教育の向上のための意見や参考資料は提出するが、学校管理や教職員の人事に干渉しない。
- (4) 学校の財政的維持および教職員の給与ならびに生活費についての直接の責任を負わない。

第5条（事業）

この会の、第2条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- （1） 学校教育の理解と、会員相互の連携を密にするために必要な事項。
- （2） 教育環境の充実をはかり、福祉を向上するために必要な事項。
- （3） 学区内における社会環境の向上をはかるために必要な事項。
- （4） 会員の教養を高め、社会教育の振興をはかるために必要な事項。
- （5） その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

第3章 機 関

第6条（構成）

この会は、前条の目的を達成するために、次の機関をおく。

- （1） 総 会
- （2） 運営委員会

第7条（総会）

- （1） 総会は全会員をもって構成する最高の議決機関であり、会長の召集による対面・書面またはオンライン（WEBフォーム等）にて年1回開催し、次の議案を審議承認する。
 - ・ 決算および事業報告
 - ・ 予算および事業計画
 - ・ その他重要案件
- （2） 会長が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。ただし総会を開催する時間的余裕がない場合は、運営委員会を総会とみなすことができる。
- （3） 対面総会は、会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- （4） 書面総会またはオンライン（Webフォーム等）総会は、指定の期日までに異議の提出がない場合、議案承認とみなすものとする。

第8条（運営委員会）

運営委員会は、本部役員、成人教育・広報・校外生活委員会正副委員長、および校長・教頭・教務で構成する。必要に応じて、会長が召集し会務の企画運営について審議し承認する。なお、会長が必要と認める場合には、許可した者は出席できる。

第4章 本部役員

第9条（構成）

この会は、次の本部役員（以下「役員」と称す）をおく。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 会 長（保護者） | 1 名 |
| (2) 副会長（保護者） | 若干名 |
| (3) 会 計（保護者・教職員） | 2 名 |
| (4) 書 記（保護者2名・教職員1名） | 3 名 |

第10条（任務）

役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。また各種委員会を分担し、委員会に出席して助言する。
- (3) 会計は、この会の収支を記録し、会計監査の監査を経て決算報告を行う。
- (4) 書記は、この会の諸会合の通知および議事の記録、文書の処理その他の庶務を行う。

第11条（選出）

役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員候補者推薦委員会をもうけ、会員の中より役員候補者を選び、その氏名を役員選出（PTA総会）の7日前までに全会員に通知する。
- (2) 役員は、総会に諮り決定する。
- (3) 役員候補者推薦委員の選出は細則による。

第5章 各種委員会

第12条（構成）

この会は、次の各種委員会をおく。

- (1) 校外生活委員会
- (2) 成人教育委員会
- (3) 広報委員会
- (4) バザー委員会

第13条（任務）

各種委員会の任務は、次のとおりとする。

- （1） 校外生活委員会は、教育的な環境の向上と地域社会との連携をはかり、生徒の健全なる生活の育成に努める。
- （2） 成人教育委員会は、会員相互の教養と親睦を深めるための諸活動を推進する。
- （3） 広報委員会は、学校ならびにPTAの活動状況を広く伝達し、会員の意識の高揚をはかる。
- （4） バザー委員会は、バザーの運営につとめる。

第14条（選出）

各種委員会の選出は、1学年の保護者等で構成する。

- （1） 成人教育・広報委員は15～20名程度を選出し、各種委員会ごとに正副委員長を1名ずつ互選する。
- （2） 校外生活委員は菅生小学校区15～20名程度・稗原小学校区15～20名程度を選出し、正副委員長を1名ずつ互選する。
- （3） バザー委員は（1）（2）以外の委員で構成する。
- （4） 各委員会に、担当職員1名以上を校長より推薦を受け、おく。

第15条（会議）

会議は、必要に応じて委員長が召集し開催する。その審議事項は運営委員会に提案する。

第6章 特別委員会

第16条（任務）

会長が必要と認めた時は、運営委員会にはかり、特別委員会を設置することができる。任期はその任務完了までとする。

第7章 役員・会計監査・委員の任期

第17条（任期）

役員・会計監査および委員の任期は、すべて1ヶ年とする。ただし、再選を妨げない。役員・委員に欠員が生じた場合は、運営委員会において審議決定し、補充者の任期は前任者の残任期間とする。

第8章 会 計

第18条（経費）

この会の経費は、会費および寄付金等をもって支弁する。

第19条（会費）

会費は1世帯月額380円とする。

第20条（会計報告）

この会の会計決算は、会計監査を経たのち総会の承認を得なければならない。

第21条（会計年度）

この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 会計監査

第22条（構成）

この会は、2名（保護者）の会計監査をおく。

第23条（任務）

会計監査は、必要に応じ随時、会計監査を行い、総会において報告する。

第24条（選出）

会計監査は、役員候補者推薦委員会の推薦により、役員の選出の方法と同じに行い、総会で決定する。

第10章 付 則

第25条（改廃）

この会の規約は、総会において出席者の過半数の承認を得れば改廃することができる。

第26条（細則）

この会の運営に必要な細則は、別に定めることができる。

第27条（施行）

この規約は、昭和48年7月13日から施行する。

改正	昭和50年	1月22日	
改正	昭和54年	4月27日	一部改正
改正	昭和62年	5月7日	一部改正
改正	平成4年	5月2日	一部改正
改正	平成8年	5月2日	一部改正
改正	平成12年	2月2日	一部改正
改正	平成15年	5月2日	一部改正
改正	平成25年	4月25日	一部改正
改正	平成27年	12月22日	一部改正
改正	平成30年	3月12日	一部改正
改正	令和3年	2月13日	一部改正
改正	令和8年	4月17日	一部改正

川崎市立菅生中学校地域に関する細則

第1条（地域）

学区内の地区を分類し、次の地域に分ける。

- 1 菅生小学校区
- 2 稗原小学校区

*ただし、学区外は、向ヶ丘／犬蔵方面は菅生小区、長沢方面は稗原小区に入れる。

第2条（改廃）

この規定の改廃は運営委員会にて決定することができる。

第3条（施行）

この規定は昭和54年4月27日から実施する。

改正 平成28年 2月22日 一部改正

川崎市立菅生中学校PTA役員選出に関する細則

第1章 役員候補者推薦委員会

第1条（構成）

推薦委員会は、運営委員会から数名、教職員から2名をもって構成する。

第2条（委員長）

正副委員長、委員の互選に基づき、委員長は推薦委員会を招集する。

第3条（任期）

推薦委員の任期は、役員及び会計監査が総会において承認された時までとする。

第4条（性格）

推薦委員は、次の事項に留意するものとする。

- （1）推薦委員は、視野を広くして公平な人事を行う。
- （2）個人の人格を尊重して、会議の内容をみだりに口外してはならない。
- （3）推薦委員は、選考、非選考過程及び理由を何人にも公表しない。

第2章 P T A本部役員経験者の委員免除

第1条（目的）

川崎市立菅生中学校P T Aは、魅力とやりがいのあるP T A本部役員をめざすと共に、役員候補者推薦委員会の運営が効率的かつ円滑におこなえ、当該年度中に次年度本部役員が速やかに決定できることを目的とする。

第2条（委員免除）

規約で定めるところによる「P T A本部役員」を経験した会員は、次年度以降に入学する生徒の1学年時の委員会所属を免除とする。ただし委員会所属希望者については、希望を妨げない。

第3章 細則の制定・改廃

第1条（改正・改廃）

この規定の制定・改廃は、運営委員会で決定することができる。

第2条（施行）

この規定は昭和48年7月13日から実施する。

改正 平成25年 4月25日 一部改正

改正 平成30年11月26日 一部改正

改正 令和 2年 2月26日 一部改正

川崎市立菅生中学校PTA旅費に関する規定

- 第1条 この会の役員と会員が、この会の業務のために、出張・旅行をした時の旅費について、この規定に定める。
- 第2条 旅費の種類は、次のとおりとする。
(1) 交通費 (2) 食事代 (3) 行事費
- 第3条 旅費は原則として実費の2分の1を補助する。
ただし、本部役員がPTA業務として出席する行事については、実費の10分の7（または10分の8）を補助することが出来る。
- 第4条 旅費は本人の申し出により、あらかじめ概算払いすることができる。
- 第5条 この規定の改廃は、運営委員会で決定することができる。
- 第6条 本部役員は、学校行事・会議・対外行事などへの出席機会が多く、現行の旅費半額補助では自己負担が大きくなっている。
本改正は、本部役員の経済負担を軽減し、PTA活動を円滑に運営するとともに役員のなり手不足解消にもつなげることを目的とする。
- 第7条 この規定は、令和8年4月1日から実施する。

川崎市立菅生中学校PTA慶弔表彰に関する規定

- 第1条 この規定は、会則26条の規定に基づき、会員および生徒の見舞い・餞別表彰・慶弔に関する事項を定める。
- 第2条 慶弔については、次の基準により慶弔金をおくる。
(1) 会員の死亡 10000円
(2) 生徒の死亡 10000円
- 第3条 見舞い金については、次の基準により見舞い金をおくる。
(1) 会員がこの会の業務のために障害を蒙った時は、その状況によって2000～5000円とする。
- 第4条 餞別については、次の基準により餞別金または記念品をおくる。
(1) 教職員が転退職するにあたり、在職期間が3年以内の場合は3000円とし
3年を超える場合は5000円とする。
- 第5条 表彰については、次の基準により表彰状または感謝状をおくる。
(1) 会員が、この会の発展のためにその功績が顕著であり社会的善行に値する行いがあった時、表彰状をおくる。
(2) この会の役員（会計監査を含む）が退任した時、感謝状をおくる。
- 第6条 この規定の運用上問題が生じた場合、または前項の規定以外で、この会に特に功績
のあった者の慶弔・送別等については、運営委員会で協議決定することができる。
ただし、緊急を要する事態が生じた時は、役員会で協議処理する。ただし、事後、
運
営委員会に報告了解を得るものとする。
- 第7条 この規定の制定・改廃は、運営委員会にて決定することができる。
- 第8条 この規定は、昭和48年7月13日から実施する。

P T A 個人情報取扱規定

第 1 条（目的）

この規定は、川崎市立菅生中学校 P T A（以下「本会」と称す）の保有する個人情報についてその適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第 2 条（責務）

本会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規定に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

第 3 条（定義）

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第 4 条（管理者）

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第 5 条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は役員および各委員会とする。

第 6 条（守秘義務）

個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いたあとも同様とする。

第 7 条（適正な取得）

個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

第 8 条（利用目的）

取得した個人情報は、本会の活動と、活動における連絡のために利用する。

第 9 条（利用制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

第 1 0 条（管理）

個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 1 1 条（保管および持出等）

個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合も同様とする。

第 1 2 条（共同利用）

本会は、川崎市立菅生中学校と利用目的の範囲内で、取得した個人情報を共同利用することがある。

第 1 3 条（第三者提供の制限）

個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産保護のため必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 1 4 条（第三者提供に係わる記録の作成等）

個人情報を第三者（第 1 3 条 1 項から 4 項および県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

第 1 5 条（第三者提供を受ける際の確認等）

個人情報を第三者（第 1 3 条 1 項から 4 項および県、市役所、区役所を除く）から受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける際は記録不要）

第 1 6 条（情報の開示等）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 1 7 条（情報漏えい）

個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第 1 8 条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱に関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第 1 9 条（改廃）

この規定は、運営委員会において、出席者の過半数の承認により、改廃することができる。

付 則

この規定は、平成 3 0 年 3 月 1 2 日から施行する。